

文教大学学園前田学術研究奨励金規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学学園（以下「学園」という。）の学術研究奨学等を目的とする「前田学術研究奨学基金」の果実をもって給付する奨励金または教材等（以下、「奨励金」という。）について必要な事項を定める。

(奨励金の定義)

第2条 奨励金は、「前田学術研究奨学資金引当特定資産」をもってこれに充て、受給対象者へ給付するものとする。

(受給対象者)

第3条 奨励金の給付を受ける対象者は、次のとおりとする。

- (1) 文教大学及び文教大学大学院（以下「大学」という。）に在籍する学生のうち、指定する各種資格試験等に合格もしくは基準を満たした者、または指定する講座を受講し、各種資格試験等に合格した者とする。
 - (2) 文教大学附属中学校・高等学校（以下、「付属中高」という。）に在籍する生徒のうち、指定する各種資格試験等に合格または基準を満たした者とする。
 - (3) 文教大学附属小学校（以下「付属小学校」という。）に在籍する児童のうち、指定する各種資格試験等に合格または基準を満たした者とする。
- 2 文教大学附属幼稚園の園児に対しては、学習能力向上に資する教材等を所属する学校に給付する。
- 3 大学の研究生、委託生、聴講生及び科目等履修生については、この規程を適用しない。

(奨励金の給付)

第4条 前条第1項に定める奨励金の給付に関する必要な事項は別に定める。

- 2 前条第2項に定める奨励金の給付額等については、毎年度、常務会で決定する。

(受給者の決定手続き)

第5条 第3条第1項に定める奨励金の受給者の選考は、申請内容に基づき、常務会の議を経て、理事長が行うものとする。

(理事会への報告)

第6条 前条により選考した結果は、理事長から理事会に報告する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年9月16日から施行する。